

令和４年第８回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年８月２９日（月）

- 日程第１ 会議録署名委員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 報告第１６号農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 日程第４ 議案第３６号農地法第３条の規定による許可申請の許可について
- 日程第５ 議案第３７号農地法第４条の規定による許可申請の承認について
- 日程第６ 議案第３８号農地法第５条の規定による許可申請の承認について
- 日程第７ 議案第３９号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第８ 議案第４０号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和４年第８回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第３６号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（４）

日程第５

議案第３７号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（２）

日程第６

議案第３８号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（６）

日程第７

議案第３９号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（３）

日程第８

議案第４０号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（３５）

令和4年第8回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 8月29日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 8月29日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	上水	広志
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	下石	昭廣
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 課長補佐

事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和4年第8回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第3ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の馬渡芳文さんと1番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第16号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第16号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計7件8筆8,364㎡、うち田が5筆5,683㎡、畑が3筆2,681㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁134番から4頁140番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第4、議案第36号農地法第3条の

規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計4件7筆5,151㎡、田が7筆5,151㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、ご説明いたします。総会資料6頁21番から24番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。

受付番号21番、受付年月日：令和4年8月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字牧野〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：1,953㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号21番は8月24日に第3ブロック委員3名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は〇〇地区在住で水稻、甘藷を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、機械能力もあります。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

これについては、利用権設定をして耕作していた農地の合意解約をして、今まで耕作していた受人と所有者との売買となっております。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 22 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大谷〇〇番〇、地目：田、面積：556 m²です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 22 番は 8 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は〇〇在住で、受人は会社員でありますが両親と一緒に水稻、らっきょう等の露地野菜を中心に農業経営をされております。受人は令和 3 年に利用権設定借受候補者の推薦を受けておられます。農地はすべて耕作されており、機械能力も充実しております。農業に従事する人は家族 3 名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るために所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 23 番と 24 番については、関連がありますので 2 件続けてご説明いたします。

受付番号 23 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字早馬下〇〇〇〇番〇他 3 筆、地目：田、合計面積：2,417 m²です。こちらは受人要望による賃借権設定となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 24 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字早馬下〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：225 m²

です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 23 番は 8 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び本人への聞き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は〇〇在住で水稻を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており機械等も充実しております。農作業に従事する人は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための賃借権設定となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離をみても問題がないことから、特に問題なく許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号 24 番についても第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び本人聞き取りをいたしました。受人は〇〇在住で水稻を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており機械等も充実しております。農作業に従事する人は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。これについては基盤整備がらみで、調査をしていく中で父親の時代に売買の話がまとまっていたのですが、名義変更がされていないということが分かって、今回所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離をみても問題がないことから、特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

4 番委員（下石昭廣）

参考までに受付番号 23 番、24 番についてお聞きします。受人は〇〇在住で従事要件、通作距離等有効に利用できるとの報告がありましたが、今回取得される農地までの距離が遠いのではないかと思います。

1 番委員（小倉休幸）

受人の実家が今市で、今までも農地を借りて耕作されていたので問題ないと思います。

4 番委員（下石昭廣）

わかりました。

議長（溝口良信）

他に何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、受付番号 21 番から 24 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 36 号受付番号 21 番から 24 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 5、議案第 37 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 37 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 2 件 2 筆 3,564 m²、畑が 2 筆 3,564 m²でございます。詳細につきましては担当がご説明いたします。

事務局

議案第 37 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料 8 頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 3 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字岩下〇〇〇番〇、地目：畑、面積：1,722 m²です。転用目的は貸資材置場（追認）です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断します。尚、追認でありますので始末書が添付してあります。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 3 番については、8 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は工務店を営営されており、申請地以外をすでに資材置場として利用しておりますが、敷地が狭いため貸資材置場を増設するものです。申請地はすでに資材置

場として利用されているため始末書が添付されております。周囲に及ぼす影響は特
にないことから、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 4 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申
請地：宮村字小鷹原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：1,842 m²です。転用目的は畜
舎、堆肥舎、ロール置場です。こちらは農用地区域内農地であります。用途変更
済であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 4 番は 8 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認及び調査をしました。
場所の説明は航空写真をごらんください。

今回の転用目的は事務局から説明がありましたが、畜舎、堆肥舎、ロール置場であ
ります。申請人は肉用牛の飼育を自社敷地内で行っていますが、経営規模拡大のため
今回の申請をされたものです。周囲にはブロック塀を設置し、周辺農地へ影響が
及ばないよう、十分配慮しますということです。雨水については浸透桷、浸透ウォ
ールで処理します。汚水については堆肥舎で処理するということです。また、不測
の事態が生じた場合は、受人の責任において対処するということです。以上のこと
から特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

事務局

4 番について補足説明をさせていただきます。4 番については 7 月の 5 条申請で審
査をしていただいたのですが、その後、県からの指導で 4 条申請が必要ということ
でありましたので、今回 4 条申請を再度上げたところです。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 37 号農地法第 4 条の規定による許可申請の受付番号 3 番、4 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 37 号農地法第 4 条の受付番号 3 番、4 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 6 件 6 筆 2,512 m²、うち田が 2 筆 1,167 m²、畑が 4 筆 1,345 m²でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 10 頁 53 番から 11 頁 58 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 53 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他 1 名、申請地：樺山字中原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：457 m²です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 53 番は 8 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認調査をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

申請人は町内在住で現在貸家生活をされております。今後、家族が増えることから一般個人住宅の建築を計画されたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については地下浸透型方式により処理されるということです。特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 54 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字岩下〇〇〇番〇、地目：田、面積：661 m²です。転用目的は貸資材置場、貸駐車場です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 54 番については、8 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は貸資材置場、貸駐車場です。申請地は先程の 4 条申請があがったところの隣接地となります。受人は町内で工務店を営んでおり、事業の安定と規模拡大を図るため申請地を購入し、その 4 条申請地とともに貸資材置場、貸駐車場として利用されるということです。隣接地境界にはブロック塀を設置し、雨水については地下浸透のため特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

4 番委員（下石昭廣）

54 番について確認のため、事務局にお聞きします。この申請地の 1 画に 1 筆ありましたが、それはどうなっていますか。

事務局

ご説明いたします。下石委員が言われた農地が、今回 5 条申請された蓼池字岩下〇〇〇〇の北側に蓼池字岩下〇〇〇〇名義が〇〇〇〇さんの農地が存在します。この農地を現場確認した時に境界が確定しておらず、蓼池字岩下〇〇〇〇と一体として利用されているように見受けられましたので、即日、行政書士に確認を取りました。その後、受人の〇〇さんと行政書士が来庁されて確認をしました。〇〇さんも確認不足だったということで、即日、測量をして蓼池字岩下〇〇〇〇との境界を確定させて、これについては転用申請を上げていないので、今回 5 条申請した農地を造成する際は〇〇さんの農地に砂利等入らないように、また違反転用にならないように施工しますとのことでした。それで、転用申請書にもそちらの方は記載してもらうように指導をしましたので、十分気をつけて施工されると思います。

4 番委員（下石昭廣）

今の説明で分かりましたが、〇〇さんの農地は外して申請するということで、将来、この農地を含めて転用するという考え方はないのでしょうか。

事務局

将来的には、〇〇さんの中では〇〇さんの農地と水路を挟んだ北側及び申請地西側にある農地を転用申請して規模拡大を図りたいという考えはあるようですが、あくまでも予定なので、今回の申請は〇〇さんの農地は外して申請ということになります。

4 番委員（下石昭廣）

今までに、そういう例はあまり経験したことがなかったので、完全に含めた形で今回の申請を上げるべきではないかと思いました。予定ということなので、今後、どの時点で申請が上がるのか疑問があるので、この状態で許可をしていいのか。事務局はそこをどう考えていますか。

議長（溝口良信）

先程、事務局が説明したように、境界は確定したということですね。そこは違反転用の状態なのですか。

事務局

違反転用ではないのですが、現場を見ると黒土状態で切土をされていたので、このままの状態で作成をすると〇〇さんの方が違反転用になるので、境界を確立させて復元してから作成するというにさせていただきました。

事務局

多分、〇〇さんとしては現況は1枚の農地に見えていたのだと思います。今回指摘を受けたので〇〇さんの農地を復元して、そこを外して今回は申請を上げるということだと思います。将来的にはそこも含めて土場の拡大をしたいという考えはもっていらっしゃると思います。ただ今の段階では〇〇〇〇さんがご存命かどうか分からないので、今回はそこを外して申請ということになります。

4 番委員（下石昭廣）

今後も予定が未定にならないように、事務局も調査をして語りかけをしていく必要があると思います。

事務局

そこは私の方も確認をしておきます。

議長（溝口良信）

今回については境界を確定して〇〇さんの農地は復元をしていじらないという形で造成をしていただくということですね。私の担当地区でも、今回のような境界が分からないという案件がありました。その時は境界をちゃんと確定してから申請を上げていただくようにしました。みなさんの地区でもそういうことがあった場合は境界を確定した上で申請を上げていただくようにお願いします。

議長（溝口良信）

これについてはよろしいですか。

4 番委員（下石昭廣）

はい。

議長（溝口良信）

他に何かありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 55 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：255 m²です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 55 番は 8 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在〇〇県〇〇〇在住ですが、本年末で定年退職されることから一般住宅の建築を計画されたものです。生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は既設側溝へ、雨水については雨水桝を設置し南側道路側溝へ排水します。以上のことから特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 56 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：284 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 56 番は 8 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で、現在貸家住まいをしておりますが、その貸家生活解消のために一般個人住宅建築の計画をされたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については南側既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 57 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字坂ノ下〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：506 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 1 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

57 番については私の方から説明いたします。

受付番号 57 番は 8 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地の隣接地北側は宅地、東側が通路を挟んで宅地、西側が田んぼであります。造成に際して土砂流出防止の為、周囲にはブロック塀を設置します。生活排水等は農業集落排水へ接続します。雨水については雨水桝を設置し集水後は南側既設側溝へ排水されるということです。現場確認をした時は一部里芋が植えてありました。聞きとりをしたところ、工事が始ま

るときには撤去しますということでした。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 58 番、受付年月日：令和 4 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：349 m²です。転用目的は一般住宅です。こちらは第 1 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 58 番は 8 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は一般個人住宅の建設であります。建築に際し隣接地への土砂流出を防止するために、周囲にはブロック塀を設置します。生活排水等は合併浄化槽にて処理後は既設側溝へ、雨水については雨水止めブロックを設置して自然勾配にて町道既設側溝へ排水されるため支障はないと考えます。申請地北側に歪な土地宮村字岩切〇〇〇〇面積 63.76 m²があるのですがそこを一体化して利用するため、許可後に購入する予定とのことです。以上特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 53 番から 58 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 38 号農地法第 5 条の受付番号 53 番から 58 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 39 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 39 号令和 4 年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料の別添の推薦書をご覧ください。尚、今回は 3 名の推薦が上がってきておりますが、3 名とも更新になります。先日の全体協議会で担当委員より説明があったとおりです。ご審議を宜しく申し上げます。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件 8 筆 8,290 m²、田が 2 筆 2,694 m²、畑が 6 筆 5,596 m²でございます。利用権設定については、合計 27 件 48 筆 48,948 m²、うち田が 25 筆 28,910 m²、畑が 23 筆 20,038 m²でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 14 件 27 筆 29,023 m²、うち田が 11 筆 15,739 m²、畑が 16 筆 13,284 m²でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 13 件 21 筆 19,925 m²、うち田が 14 筆 13,171 m²、畑が 7 筆 6,754 m²でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料

14 頁 80 番から 15 頁 87 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 16 頁 378 番から 18 頁 391 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 19 頁 392 番から 21 頁 404 番までとなっております。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する 8 件及び利用権設定に関する 27 件について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。
以上で第 8 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分